

南阿蘇村の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

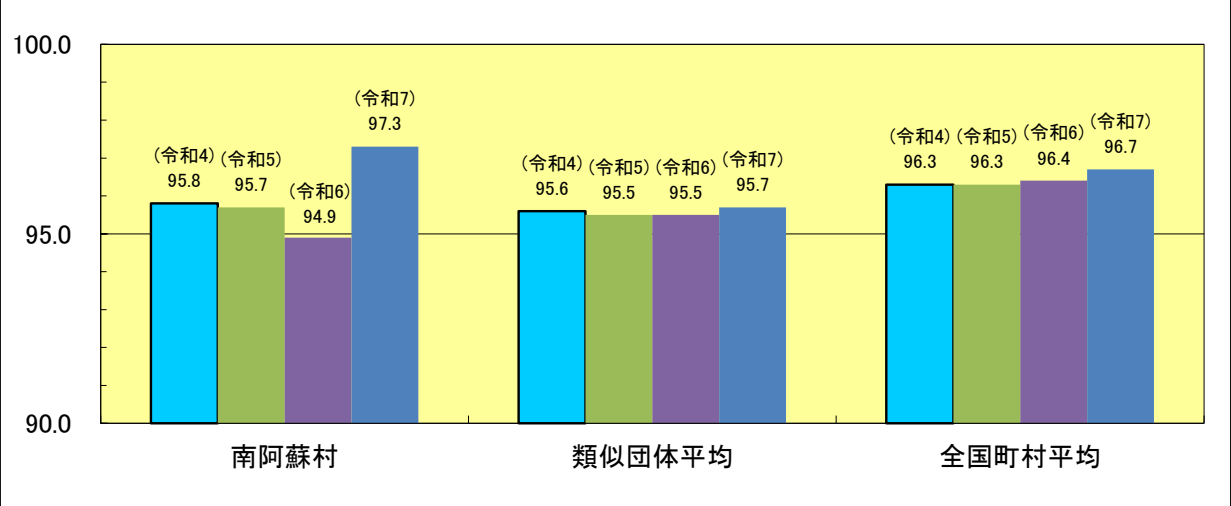
区 分	住民基本台帳人口 令和7年1月1日	歳 出 額 A	実 質 収 支	人 件 費 B	人 件 費 率 B/A	(参考) 令和5年度の人件費率
令和6年度	人 10,021	千円 11,414,263	千円 633,619	千円 1,653,708	% 14.5	% 11.9

(2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

区 分	職員数 A	給 与 費				(参考)一人当た り給与費 B/A	(参考)類似団体 平均一人当た り給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	千円	千円
令和6年度	人 147	千円 556,060	千円 60,285	千円 226,217	千円 842,562	5,732	5,750

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数は、令和7年4月1日現在の人数である。
3 給与費については、一般職及び任期付職員の給与額であり会計年度任用職員等は含まない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したもの。
3 ラスパイレス指数（地域手当補正後ラスパイレス指数を含む）の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の4月1日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水準に設定される職員を除いている。

(4) 給与改定の状況

本村においては、人事委員会を設置していないため該当なし。

(5) 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備(給与制度のアップデート)の実施状況について

【概要】国家公務員給与においては、行政職俸給表(一)において3級から7級までの初号近辺の号俸をカットし、これらの級の初号の俸給月額の引上げを行うとともに、8級から10級の隣接する級間での俸給月額の重なりを解消等を行っている。その他、各種手当について見直しを行っている。

①給料表の見直し

[実施 ・ 未 実 施]

実施内容（平均引下げ率、実施（実施予定）時期、経過措置の有無等具体的な内容（未実施の場合には、その理由））

実施時期：令和7年4月1日
実施内容：国の見直しを踏まえ実施。

②地域手当の見直し

実施内容（国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合）

地域手当の支給がないため、該当なし。

(6)特記事項

なし

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(令和7年4月1日現在)

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
南阿蘇村	44.8 歳	326,500 円	360,188 円	351,353 円
熊本県	42.6 歳	333,192 円	404,921 円	358,648 円
国	41.9 歳	332,237 円	— 円	414,480 円
類似団体	41.9 歳	315,481 円	361,578 円	341,173 円

②技能労務職

区 分	公 務 員					民 間			参考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	A/B
南阿蘇村	57.1 歳	3 人	244,000 円	252,433 円	—	—	—	—	—
うち運転手	60.9 歳	1 人	219,700 円	234,700 円	—	他に分類されない運搬・清掃・包装等従事者	51.1 歳	228,400 円	—
その他の労務職	55.3 歳	2 人	256,700 円	262,800 円	—	飲食物調理従事者	45.5 歳	233,400 円	—
熊 本 県	55.7 歳	137 人	329,010 円	364,188 円	342,389 円	—	48.3 歳	230,900 円	—
国	51.3 歳	1703 人	294,567 円	337,907 円	—	—	—	—	—
類 似 団 体	50.8 歳	5 人	287,838 円	312,596 円	301,617 円	—	—	—	—

区 分	参考		
	年収ベース(試算値)比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
南阿蘇村	—	—	—
うち運転手	4,360,000 円	3,161,900 円	1.38
その他の労務職	4,628,000 円	3,181,600 円	1.45

※ 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。

※ 技能労務職員の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※ 年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

(注) 1 「平均給料月額」とは、令和7年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況(令和7年4月1日現在)

区 分		南阿蘇村	熊本県	国
一般行政職	大 学 卒	213,600 円	225,600 円	220,000 円
	高 校 卒	188,000 円	194,500 円	188,000 円
技能労務職	高 校 卒	185,700 円	192,400 円	—
	中 学 卒	175,800 円	— 円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況(令和7年4月1日現在)

区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒	246,017 円	- 円	369,767 円	381,350 円
	高 校 卒	220,700 円	313,367 円	- 円	367,417 円
技能労務職	高 校 卒	- 円	- 円	- 円	- 円
	中 学 卒	- 円	- 円	- 円	- 円

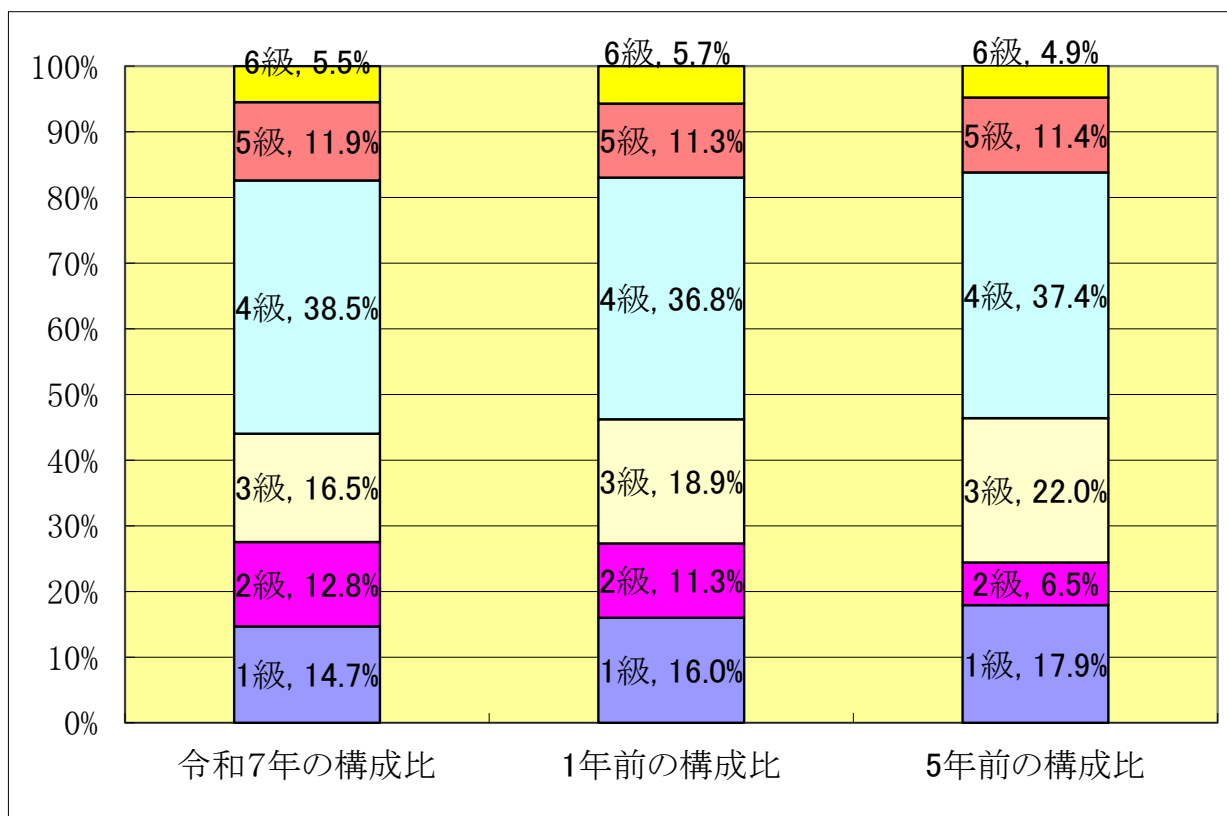
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況(令和7年4月1日現在)

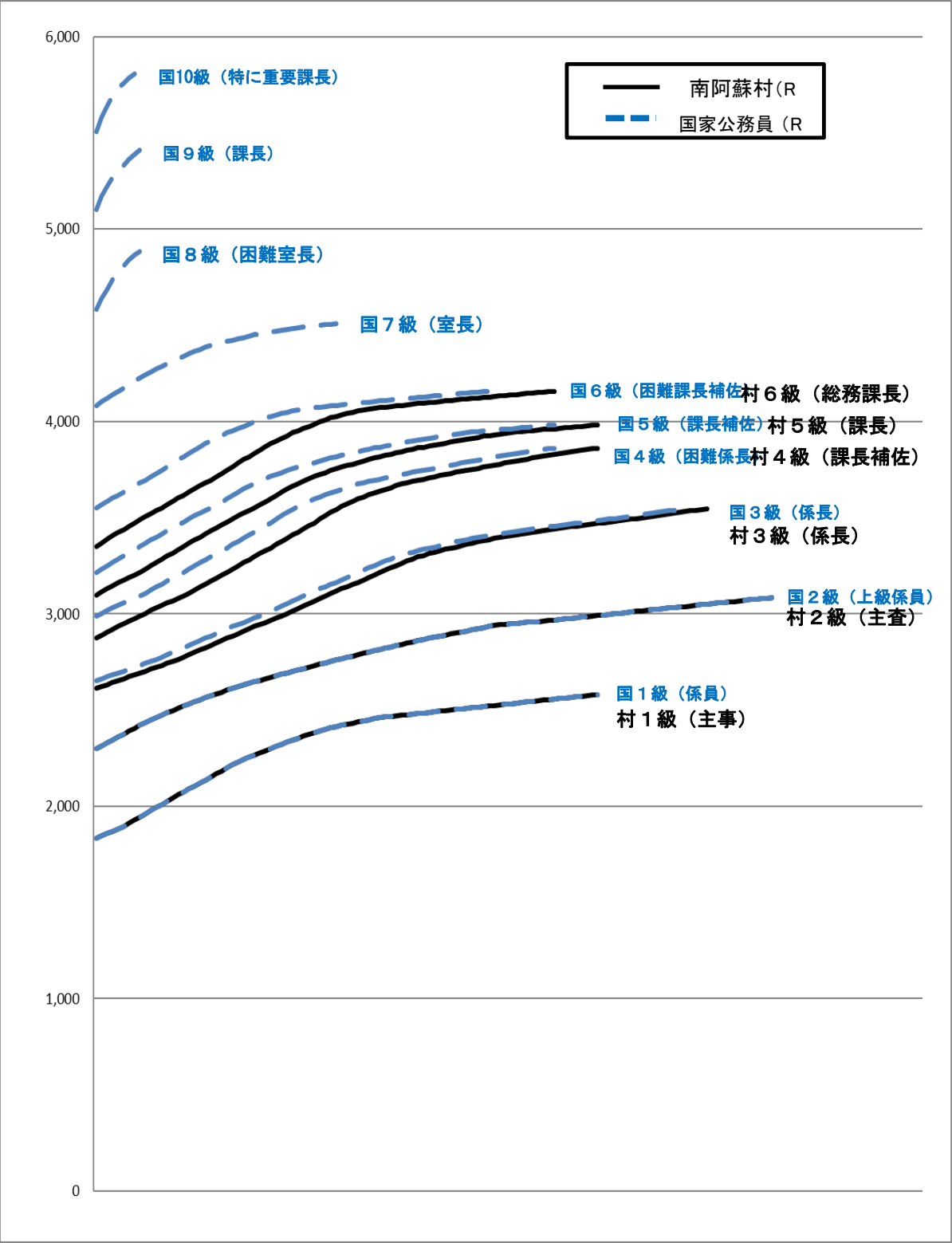
区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	各級の1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	主事、保育士及び保健師の職務	16 人	14.7 %	195,800 円	258,100 円
2級	特に高度な知識又は経験を必要とする業務を行う主事、保育士及び保健師の職務	14 人	12.8 %	242,000 円	308,500 円
3級	係長の職務、主査の職務、その他長が規則で定める職の職務	18 人	16.5 %	276,300 円	354,700 円
4級	課(所)長の職務及びその職務に相当する職務 特に高度の知識又は経験を必要とする業務を行う課(所)長補佐、主幹の職務及びその職務に相当する職務	42 人	38.5 %	309,800 円	386,100 円
5級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う課(所)長及びその職務に相当する職務	13 人	11.9 %	332,600 円	398,200 円
6級	総務課長及びその職務内容等がこれと同程度のものとして長が規則で定める職の職務	6 人	5.5 %	366,800 円	415,700 円

(注) 1 南阿蘇村の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較表(行政職(一))(令和7年4月1日現在)



(2) 昇給への人事評価の活用状況(南阿蘇村)

令和7年度中における運用		管理職員		一般職員	
イ 人事評価を実施している		○		○	
活用している昇給区分	活用している昇給区分	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
	上位、標準、下位の区分				
	上位、標準の区分				
	標準、下位の区分				
	標準の区分のみ(一律)				
ロ 人事評価を活用していない					
活用予定時期					

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

南阿蘇村		熊本県		国	
1人当たり平均支給額(令和7年度) 1,630 千円		1人当たり平均支給額(令和6年度) 1,860 千円		—	
(令和7年度支給割合) 期末手当 2.5 月分 勤勉手当 2.1 月分 (1.4)月分 (1.0)月分		(令和6年度支給割合) 期末手当 2.5 月分 勤勉手当 2.1 月分 (1.4)月分 (1.0)月分		(令和5年度支給割合) 期末手当 2.5 月分 勤勉手当 2.1 月分 (1.4)月分 (1.0)月分	
(加算措置の状況) ・役職加算 5～15%		(加算措置の状況) ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～25%		(加算措置の状況) ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への勤務成績の反映状況(一般行政職)

令和7年度中における運用		管理職員		一般職員	
イ 人事評価を実施している		○		○	
活用している昇給区分	活用している昇給区分	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
	上位、標準、下位の区分				
	上位、標準の区分				
	標準、下位の区分				
	標準の区分のみ(一律)				
ロ 人事評価を活用していない					
活用予定時期					

(2) 退職手当(令和7年4月1日現在)

南阿蘇村				国					
(支給率)	自己都合		応募認定・定年		(支給率)	自己都合		応募認定・定年	
勤続20年	19.6695	月分	24.586875	月分	勤続20年	19.6695	月分	24.586875	月分
勤続25年	28.0395	月分	33.27075	月分	勤続25年	28.0395	月分	33.27075	月分
勤続35年	39.7575	月分	47.709	月分	勤続35年	39.7575	月分	47.709	月分
最高限度額	47.709	月分	47.709	月分	最高限度額	47.7090	月分	47.709	月分
調整率				83.7/100	調整率				83.7/100
その他の加算措置					その他の加算措置				
定年前早期退職特例措置		割増率2～45%			定年前早期退職特例措置		割増率2～45%		
(退職時特別昇給		なし)			(退職時特別昇給		なし)		
1人当たり 平均支給額	自己都合		応募認定・定年		—				
	15,278 千円		- 千円						

(注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和7年度に退職した職員に支給された平均額である。

2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

(3) 地域手当

※南阿蘇村に本手当はないため該当なし。

(4) 特殊勤務手当

※南阿蘇村に本手当はないため該当なし。

(5) 時間外勤務手当

支給実績 (令和6年度決算)	6,686 千円
職員1人当たり平均支給年額 (令和6年度決算)	53 千円
支給実績 (令和5年度決算)	8,052 千円
職員1人当たり平均支給年額 (令和5年度決算)	64 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当(令和7年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和6年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和6年度決算)
扶養手当	○配偶者:3,000円 ○扶養親族:6,500円 ○子:11,500円 ○加算措置:16歳から22歳までの間にある子 1人につき5,000円加算	同じ	-	22,304 千円	265,523 円
住居手当	○借家の場合:家賃に応じ27,000円を限度に支給	-	上限を27,000円にしている	7,190 千円	312,608 円
通勤手当	○交通機関利用:月額55,000円を限度に支給 ○自家用車等を利用の場合:距離に応じ2,000～32,300円	同じ	-	12,183 千円	82,317 円
管理職手当	○課長:30,000円 ○審議員:25,000円 ○課長補佐:17,000円	同じ	-	11,016 千円	256,186 円
宿日直手当	○宿直・日直勤務を命じられた職員に対し、1回4,400円を支給	同じ	-	1,239 千円	17,700 円
管理職員特別勤務手当	○管理職手当支給対象職員が臨時又は緊急の必要等により、週休日等に勤務した場合、6時間以上1回12,000円、6時間未満は8,000円を支給	同じ	-	8 千円	8,000 円

5 特別職の報酬等の状況(令和7年4月1日現在)

区 分		給 料		月 額		等
給 料	村 長	763,000	円	(参考)類似団体における最高／最低額		
	(	(	円)	900,000	円／	639,000 円
	副 村 長	580,000	円	720,000	円／	550,000 円
報 酬	(	(	円)			
	議 長	310,000	円	340,000	円／	252,000 円
	(	(	円)			
	副 議 長	256,000	円	275,000	円／	196,000 円
期 末 手 当	(	(	円)			
	議 員	233,000	円	250,000	円／	174,000 円
	(	(	円)			
退 職 手 当	村 長	(令和7年度支給割合)		2.50 月分		
	副 村 長					
	議 長	(令和7年度支給割合)		2.50 月分		
	副 議 長					
備 考	議 員					

(注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年＝48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

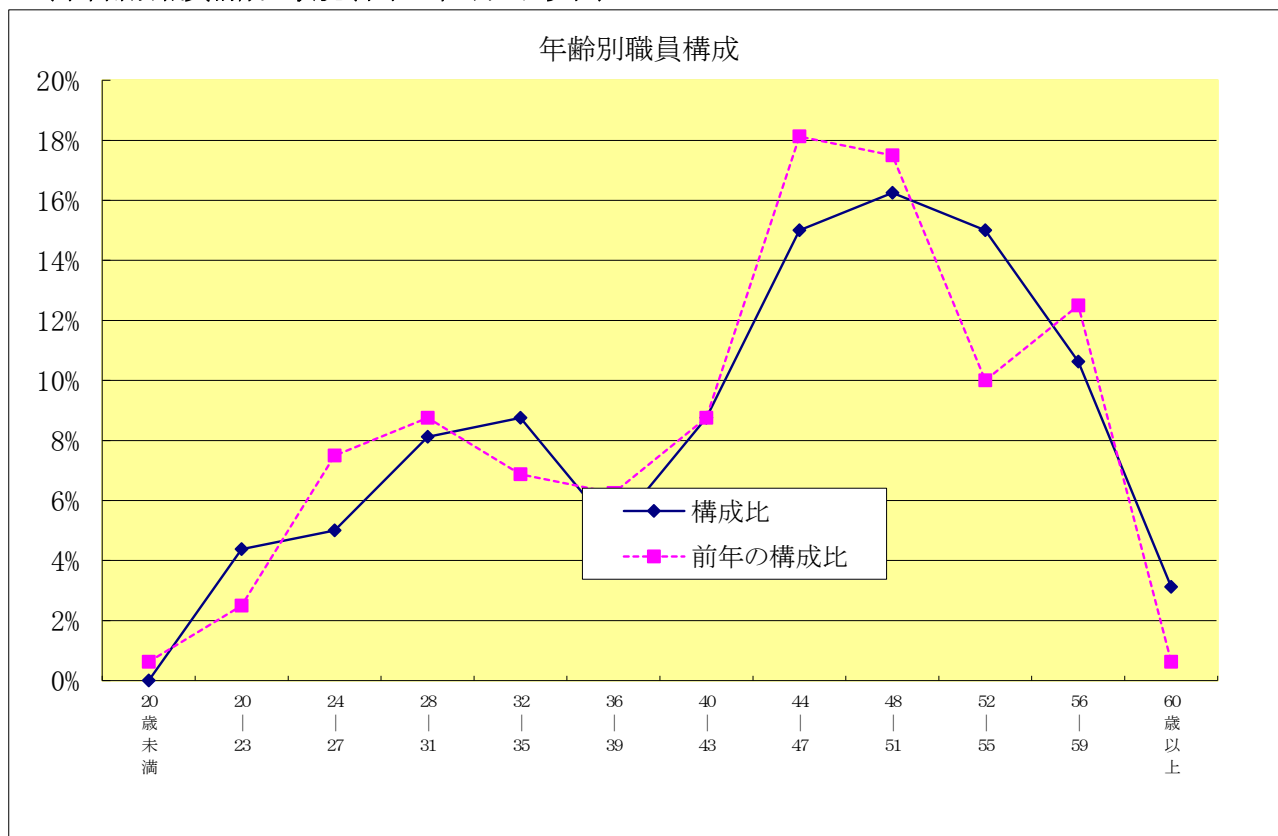
(1)部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部 門 \ 区 分			職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
			令和6年	令和7年		
普通会計部門	一般行政部門	議 会	2	2	0	総務・企画係に人員配分したため 再任用職員で一般職員を補充したため 子育て支援課に人員配分したため 人事異動による減 課内で企画係に人員配分したため 人事異動による増
		総 務	36	39	3	
		税 務	11	10	▲ 1	
		民 生	46	50	4	
		衛 生	3	3	0	
		農 林	19	16	▲ 3	
		商 工	5	3	▲ 2	
		土 木	12	13	1	
		計	134	136	2	<参考> 人口1万人当たり職員数 135.7 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 111.2 人)
	教育部門		11	11	0	
消防部門		-	-	-		
	小 計	145	147	2	<参考> 人口1万人当たり職員数 146.7 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 110.57 人)	
公営企業会計等部門	水 道		5	4	▲ 1	人事異動による減
	下水道		2	2	0	人事異動による減
	その他		8	7	▲ 1	
	小 計		15	13	▲ 2	
合 計			160	160	0	<参考> 人口1万人当たり職員数 159.7 人
定数管理計画数値			162	156	▲ 6	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

(2)年齢別職員構成の状況(令和7年4月1日現在)



区 分	20歳 未満	20歳 ～ 23歳	24歳 ～ 27歳	28歳 ～ 31歳	32歳 ～ 35歳	36歳 ～ 39歳	40歳 ～ 43歳	44歳 ～ 47歳	48歳 ～ 51歳	52歳 ～ 55歳	56歳 ～ 59歳	60歳 以上	計
職員数	0人	7人	8人	13人	14人	8人	14人	24人	26人	24人	17人	5人	160人

(3)職員数の推移

(単位:人・%)

部 門 別 \ 年 度	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	過去5年間の 増減数(率)
一般行政	157	154	142	138	134	136	▲ 21 (▲ 13.4)%
教 育	12	12	11	11	11	11	▲ 1 (▲ 8.3)%
消 防	—	—	—	—	—	—	—
普通会計	169	166	153	149	145	147	▲ 22 (▲ 13.0)%
公営企業	11	11	18	17	15	13	2 (18.2)%
総 合 計	180	177	171	166	160	160	▲ 20 (▲ 11.1)%

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 公営企業職員数には特別会計職員数を含む。

7 公営企業職員の状況

(1)水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益または 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考)令和5年度の 総費用に占める給 与費比率
令和6年度	千円 502,367	千円 19,766	千円 45,317	% 9.0	% 15.2

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり給与 費 B/A	(参考)団体平均 一人当たりの給与 #
		給料	職員手当	期末・勤勉手	計 B		
令和6年度	人 7	千円 20,702	千円 2,082	千円 5,775	千円 28,559	千円 4,080	千円 6,316

- 1 職員手当には退職給与金を含まない。
- 2 職員数は3月31日現在の人数である(会計年度任用職員は含まない)。
- 3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員(短時間勤務)及び定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員を含まない。
- 4 水道事業については、令和5年度は上水道事業のみ公営企業会計であったが、令和6年度より上水道事業・簡易水道事業・下水道事業が公営企業会計となっている。

イ 特記事項

手当等については一般行政職に準ずる。